

副 本

平成21年(ワ)第38867号 損害賠償等請求事件 0年(平成22年)3月

原告 二本松進 外2名

被告 東京都 国

なお、略語は、被告東京都の答弁書の例による。






準 備 書 面 (1)

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1. 原告らの被告東京都に対する請求をいずれも棄却する
- 2. 原告らと被告東京都との間に生じた訴訟費用は、平成22年5月21日
との判決を以て、

東京地方裁判所民事第10部は係 御中 相当でないが、仮にその宣言をなされる
場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求むる。

第2 原告ら準備書面1に対する認否

- 1. 第1 当事者等に 被告東京都指定代理人 石 澤 泰 彦 
- (1) 1について 同 澁 澤 貴 行 
- (2) 2について 同 本 件 当 日 午 前 8 時 ころ、 東 宮 本 英 行 
- 同 篠 崎 威 栄 
- 同 大 西 一 彰 
- その余は不知。
- (3) 3について 同 不 知。

被告東京都は、本準備書面において、原告らの2010年（平成22年）3月10日付け「訴え変更申立書」による訴え変更後の請求の趣旨に対する答弁及び同日付け「準備書面1」（以下「原告ら準備書面1」という。）に対する認否をする。

なお、略語は、被告東京都の答弁書の例による。

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告東京都に対する請求をいずれも棄却する
- 2 原告らと被告東京都との間に生じた訴訟費用は、原告らの負担とするとの判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮にその宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 原告ら準備書面1に対する認否

1 第1 当事者等について

- (1) 1について 被告東京都は、本件車両を原告ら現場見取図の○地点に進行させたとの点は、否認する。
- (2) 2について

渡邊巡査部長らが、本件当日午前8時ころ、東京都中央卸売市場築地市場周辺における違法駐車車両の取締りに従事していたこと、警視庁築地警察署長（以下「築地署長」という。）が原告進に係る公務執行妨害及び傷害被疑事件（以下「本件被疑事件」という。）を東京地方検察庁検察官に送致したことは、認める。

その余は不知。

- (3) 3について

被告東京都は、本件車両の駐車場所が駐停車禁止場所であることは、認める。

(4) 4について 認める。

本件被疑事件の現場の状況が原告ら準備書面1添付の別紙図1(以下「原告ら現場見取図」という。)記載のとおりであるとの点は、否認する。

その余は不知。

2 第2について

(1) 1及び2について

(6) 不知。

(2) 3について

本件車両の駐車場所が原告ら現場見取図のF地点であるとの点及び同地点が交差点の側端から5メートル以上離れていたとの点は、否認する。

その余は不知。

(3) 4について

渡邊巡査部長らが本件車両の前方から同車両に近づいたことは、認める。

その余は否認する。

(4) 5について

(7) 原告らが、渡邊巡査部長らの姿を見て、本件車両を原告ら現場見取図のF地点からG地点に進行させたとの点は、否認する。

その余は不知。

(5) 6について

ア 第1段落について

(8) 原告進が本件車両の付近に現れたこと、本件車両が本件道路の左側端に沿って駐車していたこと、高橋巡査長が本件車両の運転席の右側の前方付近に立ったことがあることは、認める。

その余は否認する。

イ 第2段落について

高橋巡査長が原告進に対して本件車両の駐車場所が駐停車禁止場所で

(5) ある旨告げたことは、認める。

その余は否認する。

ウ 第3段落について

原告進が高橋巡查長に対して本件車両の取締りについて不満を述べたことは、認める。

その余は否認する。

(6) 7について

渡邊巡查部長が、本件車両の後方の本件道路上に設置されている駐車禁止標識及び「5-12の貨物の集配中の貨物車を除く」と表記されている補助標識（以下、上記駐車禁止標識及び補助標識を併せて「本件標識」という。）の設置場所まで原告進を同道したこと、原告進に対して本件道路上に駐車している貨物車両は、補助標識により駐車違反とはならない旨を告げたこと、数台の貨物車両が本件車両後方の本件道路上に駐車していたことは、認める。

その余は否認する。

(7) 8について

原告進が、渡邊巡查部長と本件車両に戻る途中、同巡查部長に対して抗議をしたこと、渡邊巡查部長が改めて本件車両が駐停車違反となる旨を説明したことは、認める。

その余は否認する。

(8) 9について

高橋巡查長が、原告進に対し、本件車両が乗用車であり、本件標識によって駐車禁止から除外される貨物車ではない旨を告げたこと、この際、渡邊巡查部長らと原告進の様子を見ていた通行人が本件道路付近の歩道上にいたことは、認める。

その余は否認する。

- (9) 10 について
否認する。
- (10) 11 について
高橋巡查長が原告進に対して運転免許証の提示を求めたこと、これに対して原告進が抗議したことは、認める。
ただし、高橋巡查長が運転免許証の提示を求めた相手は、原告進だけではなく、同人と原告の2名である。

その余は否認する。

- (11) 12 について
高橋巡查長が築地署に無線機により応援要請をしたことは、認める。
その余は否認する。

- (12) 13 について
否認する。

- (13) 14 について
パトカーがサイレンを吹鳴しながら本件道路に到着したことは、認める。
その余は否認する。

- (14) 15 について
本件道路に駆けつけた築地署員が原告進に手錠を掛けてパトカーの後部座席に乗車させたことは、認める。

その余は否認する。

- (15) 16 について
築地署員が原告進を連行したこと、原告が本件車両の助手席に乗車していたことは、認める。

その余は否認する。

3 第3について

築地署刑組課中島警部補及び同課巡查部長前橋淳一（以下「前橋巡查部長」

といい、両名を併せて「中島警部補ら」という。)が、築地署に連行された原告進を取り調べたこと、原告進が本件被疑事件の被疑事実を否認したこと、築地署員が原告進の取調べが終了した後に同人を病院に連れて行ったこと、原告進が医師の診察を受けて薬を処方されたこと、築地署員が原告進を留置したこと、平成19年10月12日、築地署長が本件被疑事件を原告進の身柄とともに東京地方検察庁検察官に送致したことは、認める。

その余は否認する。ヒスライ-ウムム

4 第4について

(1) 1ないし4について

相被告国に関する事項につき、認否しない。

(2) 5について

平成19年10月21日、中島警部補らが原告進の案内に基づき引当り捜査を実施したことは、認める。

ただし、同捜査の実施者は、中島警部補らを含めて4名である。

(3) 6について

相被告国に関する事項につき、認否しない。

(4) 7について

否認する。司法取引

(5) 8について

相被告国に関する事項につき、認否しない。

(6) 9について

築地署員が原告進を東京地方裁判所に連行したこと、平成19年10月29日、築地署員が原告進を釈放したことは認める。

5 第5について

争う。

6 第6について

相被告国に関する事項につき、認否しない。

7 第7及び同8について

争う。

第3 被告東京都の主張

追って、準備書面を提出する。

東京地方裁判所民事第10部係 審中

被告東京都指定代理人

同

同

同

同

石川 謙

佐藤 貴

宮本 英

藤 崎 誠

大 西 一